

学校で子供や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン

令和3年8月30日
福津市教育委員会

1. 学校で感染者が確認された場合の対応（感染者への対応）

- 学校で子供や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した子供について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や職務専念義務の免除等により出勤させないようにすること。
また、子供や教職員が濃厚接触者と判定された場合も同様の措置をとること。

2. 学校で教職員の感染者が確認された場合の対応

学校で教職員の感染が確認された場合は、当該教職員は上記1の措置をとるが、当該教員が関わっていた学級等への対応は、保健所の調査及びその結果を踏まえた指示を基に、学級閉鎖や学年閉鎖等の有無を判断する。

3. 学級で子供の感染者が確認された場合の対応【学級閉鎖】

- (1) 緊急事態措置期間中は、子供が、登校している（していた）状況下において、以下のいずれかの状況に該当する場合、暫定的に学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において **2名以上の子供の感染が判明**した場合
- ② 感染が確認された者が **1名であっても**、周囲に未診断の**風邪等の症状**（発熱、倦怠感、咳、鼻水、くしゃみ）**を有する者が2名以上**いる場合
- ③ **1名の感染者が判明し、2名以上の濃厚接触者が存在する可能性がある場合**^{※1}

※1 濃厚接触者の候補（可能性がある者）は以下のとおりです。

- ㊦ 感染者と、給食時間を含み同室で過ごした者
- ㊦ 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
（1m以内の距離で互いにマスクなしで時間の長さを問わずに会話があった場合）
- ㊦ マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

(2) 緊急事態措置期間は、暫定的に、学級閉鎖の期間を以下のようにする。

- 学級閉鎖の期間は、陽性者が判明した翌日から2日間^{※2}とし、2日の間に保健所の指示により学級閉鎖を解除、延長（目安として3～5日程度）を判断する。

※2 (1) 「2日間」の根拠は、保健所が濃厚接触者等の調査や特定に要する期間
(2) 「2日間」の考えと方対応

※ 陽性者が判明し、「学級閉鎖の要件に該当している」上で、

㊦ 月曜日の朝に陽性者が判明し、学級閉鎖を実施する場合

陽性者が当日の朝から欠席しているため、他の子供は、給食終了後、速やかに下校させる。学級閉鎖の期間は、当日午後（半日）と翌日（火曜日）、翌々日（水曜日）とする。

㊩ 月曜日の午後または放課後に陽性者が判明した場合

翌日（火曜日）と翌々日（水曜日）を学級閉鎖とする。

㊪ 火曜日の朝に陽性者が判明した場合、㊦の考え方。

※ 給食後下校、翌日（水曜日）と翌々日（木曜日）を学級閉鎖とする。

㊫ 火曜日の午後または放課後に陽性者が判明した場合、㊩の考え方。

※ 翌日（水曜日）と翌々日（木曜日）を学級閉鎖とする。

㊬ 水曜日に陽性者が判明した場合、上記の㊦㊩の考え方に準じる。

㊭ 木曜日に陽性者が判明した場合、翌日の金曜日が学級閉鎖となるが、土日を挟むため、月曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊮ 金曜日に陽性者が判明した場合、土日を挟むため、月曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊯ 土曜日に陽性者が判明した場合、月曜日を学級閉鎖とし、火曜日以降の学級閉鎖の有無は保健所の指示に従う。

㊰ 日曜日に陽性者が判明した場合、翌日（月曜日）と翌々日（火曜日）を学級閉鎖とする。

(3) **学級閉鎖を実施**する場合の学校の対応例については、以下のようにする。

㊦ 子供たちが登校している午前中に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者に対して、給食後に下校させること等の学級閉鎖の実施，家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等^{※3}について，スクールメール等で通知する。
- ② 担任は，家庭学習の課題の準備（学習プリント印刷や教科書，問題集等を使った予習・復習の範囲の検討）を行うとともに，家庭学習や家庭での過ごし方等について，子供に指導する^{※4}。
- ③ 暫定的な学級閉鎖の期間中に，学校及び担任は，学級閉鎖期間の延長または解除された場合の「学びの保障^{※5}」について検討・準備を進めておく。

※3 2日間の閉鎖期間は，原則ステイホームであることに加え，家庭内感染を防ぐ対策を依頼する。なお，今後の学級閉鎖期間（解除・延長）については，保健所の調査が完了次第，別途通知することも知らせること。

※4 陽性者等の特定の有無に関わらず，**陽性者等への配慮**について，指導を徹底すること（陽性者等の公表，偏見や差別等は決してあってはいけない）。

※5 継続して学習課題を課すこともあるが，教師と子供のコミュニケーションをどのように図るかが重要（学校の様子，学習進度等への不安の緩和）。

㊧ 子供たちが下校した後に学級閉鎖を判断した場合

- ① 保護者を通じて子供にも，学級閉鎖の実施，家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について，スクールメール等で通知する^{※6}。
- ② 担任は，保護者に指定した時間までに，家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ 上記と同様とする。

※6 上記の※3の内容を伝えるとともに，家庭学習等に係る配付物がある場合は，時間を指定し，保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子供には登校させない）。その際，諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は，家庭へのポスティングも考えられる。

㊦ 暫定的な学級閉鎖期間（２日間）後、学級閉鎖を延長する場合

- ① 保護者を通じて子供にも、学級閉鎖の延長期間、家庭学習や家庭での過ごし方及び感染対策等について、スクールメール等で通知する。
- ② 担任は、学級閉鎖延長期間の家庭学習の課題の準備を行う。
- ③ 家庭学習等に係る配付物がある場合は、時間を指定し、保護者に学校に取りに来てもらうことを依頼すること（子供には登校させない）。その際、諸事情により保護者の来校が困難であるとの申し出があった場合は、家庭へのポスティングも考えられる。
- ④ 学級閉鎖期間を延長した場合、出席停止等の対象になっている子供を含め、最長で14日間程度の自宅療養等が想定されるため、学びの保障を含め、子供とのコミュニケーションや心のケア等をどのように実践できるのかを学校で検討し※⁷、実践すること。

※⁷ 担任による電話や家庭訪問等のほか、学校のホームページを活用して、メッセージを配信する方法も考えられる。

㊧ 暫定的な学級閉鎖期間（２日間）後、学級閉鎖を解除する場合

- ① 保護者を通じて子供にも、学級閉鎖の解除について、スクールメール等で通知する※⁸。
- ② 担任は、登校した子供たちを温かく迎え入れ、不安な気持ちの緩和に努めるとともに、再度、基本的な感染対策（マスクの正しい着用、手洗い等）の徹底について指導する。併せて、欠席している友だちへの配慮※¹²についても指導する。
- ③ 陽性者、濃厚接触者等、自宅療養及び待機している子供への、学びの保障を含め、コミュニケーションや心のケアを実践すること。

※⁸ 登校することが可能な子供の家庭においては、登校前に、検温の実施等、確実に健康状態の把握に努めてもらうこと、風邪症状等が見られた場合は、登校を控えさせる（出席停止）ことを依頼すること。

3. 複数の学級で感染者が確認された場合の対応【学年閉鎖】

以下の状況に該当する場合、**学年閉鎖を実施**する。

- ☐ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医や保健所と相談し、学年閉鎖の有無及びその期間※⁹を判断する。

※⁹ 学年閉鎖の場合、基本的には、学校医や保健所が示す期間に準じるが、保健所の調査状況によっては、暫定的な学年閉鎖（２日間）を実施する。

4. 複数の学年で感染者が確認された場合の対応【臨時休業】

以下の状況に該当する場合、**学校全体の臨時休業を実施**する。

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医や保健所と相談し、学校全体の臨時休業の有無及びその期間^{※14}又は臨時休業の取扱^{※15}を判断する。

※14 臨時休業の場合、上記の2(2)で示す「暫定的な2日間」の休業は実施せず、学校医や保健所が示す期間に準じるものとする。

※15 臨時休業の場合、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない子供に対し、登校させる等の居場所の確保及び学びの保障に向けた取組を検討（放課後児童クラブ「学童」の開設も含む）する。
(学校医・保健所、市教委、こども課、学校)

5. 幼稚園において留意すべき事項

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

6. 子供たちへの心のケア等

新型コロナウイルス感染症に関連した子供の人権への配慮については、これまでに発出された国や県の通知文や管理職研修等で示した留意点を踏まえること。

特に、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、公的な機関等の相談窓口（「24 時間子供 SOS ダイアル」や SNS 相談窓口等）^{※16}適宜周知するとともに、子供や保護者の不安や悩みに寄り添い、丁寧な生徒理解に努め、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど組織的な心のケアに取り組むことが重要です。

※16 福岡県「24 時間子供 SOS ダイアル」 TEL：0120-0-78310

「子どもホットライン24福岡」 TEL：092-641-9999

e-mail：hotline24@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県「子供の悩み相談窓口」※ 県版の「紹介カード」を配付・参照

LINEで悩みの相談ができます。

福岡市相談電話（学校教育課内）

TEL：0940-62-5091

7. 緊急時に対応する ICT の活用促進

緊急時に臨時休業（学年閉鎖、学級閉鎖等）又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子供に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と子供との関係を継続することが重要です。

さらに、感染症を心配する保護者からも「子供を休ませた場合、部分で構わないので授業の様子をオンラインで配信してほしい。」「ICT 端末を持ち帰らせて、オンライン授業を可能にできないのか。」などの要望や問い合わせが少なからずあります。

ICT 端末を活用したオンラインによる学習支援等のニーズが格段に高まっている状況に対応するためにも、以下の項目を早急に身に付ける必要があります。

〈緊急時に対応する ICT 活用チェックリスト〉

準備段階	☐ 教師と子供が「使い方のきまり」を共有しており、教師が日常的に指導を行っている。 ☐ 学年に応じた情報モラル教育を実施している。 ☐ 子供が I D やパスワードを入力して端末を起動できる。 ☐ 子供が 1 日 1 回は端末に触れる機会を設けている。 ☐ 教師（担任及び教科担当）が Classroom を作成している。 ☐ 子供が Classroom に「参加」できる。 ☐ 教師が Classroom で課題（一問一答や問題等）を配信できる。 ☐ 子供が Classroom の課題を解いて、提出できる。 ☐ 教師がデジタルドリル※17 の使い方を理解している。 ☐ 子供がデジタルドリルを使って問題を解くことができる。 ※17 小学校は凸版印刷「navima（ナビマ）」→現在も使用可能 中学校はライズ「e ライブラリ」→全生徒分の I D 作成中
実践段階	☐ 教師が Classroom 内の Google meet（オンライン会議システム）を起動し、子供を招待できる。 ☐ 子供が Classroom 内の Google meet に参加できる。 ☐ 教師と子供が Google meet で会話ができる。 ☐ 教師が Google meet の画面共有（問題や資料等を画面に映して子供に見せること）を操作・活用できる。 ☐ 教師が Google meet で授業の様子（定点撮影）を配信できる。

上記の内容を身に付けるために、校内研修を積極的に活用して組織的に ICT 活用の技能を高め、子供の指導に生かしてください。（必要に応じて、研修や子供の指導に ICT 支援員や市教委指導主事を活用してください。）

8. 緊急時にやむを得ず登校できない子供の学習指導

ア 基本的な考え方

一定の期間子供がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システム（Google Meet 等）を活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導や学習状況、心身の健康状態等を把握ができるよう、準備や指導体制を整えていくことが重要です。

ただし、子供が1人1台端末（タブレットPC）を持ち帰り、上記のことを実施するためには、下記の要件を満たしておくことが前提です。

<要件>

- 家庭にインターネット環境（Wi-Fi）が整っていること
- 保護者の理解（同意）を得ていること
- 学校及び子供が持ち帰って使用する目的を明確にしていること
- 子供が、タブレット端末の基本的な操作を身に付けていること
（デジタルドリル、Google Meet 等の使い方、オンラインによる課題の提出等）
- 学校が、子供に使い方のきまりや情報モラル等について指導していること
- 定期的（1日1回以上）にオンラインによる学校と子供のコミュニケーション
（健康観察、学習状況の把握を含む）を計画すること

イ 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子供に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、子供の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要です。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができます。

やむを得ず学校に登校できない子供に対して行われた教師による学習指導が、次の要件を満たしており、子供の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要があるものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができます。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
- ② 教師が子供の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の子供への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

ウ 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子供については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされています。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない子供について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する必要があります。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出，教師による質疑応答及び子供同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要です。